



福岡医発第 1646 号 (地)
令和 2 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

子ども医療費支給制度の一部改正について

今般、飯塚市子ども医療費支給制度の対象年齢を 10 月 1 日より別添ポスターのとおり拡大する旨、飯塚市より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

新たに対象者となる中学校 1 年生から 3 年生までの方には、新しい「子ども医療証」が 9 月下旬に郵送される予定です。(16 歳到達の年度初めから 18 歳到達の年度末までの子どもが入院する際は申請が必要。)

つきましては、貴会におかれましても、本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、飯塚医師会管轄市町村の各保険医療機関に対しては、別紙通知及び別添ポスターが飯塚市より直接送付されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(公印省略)

2 飯環医第 9 2 2 号

令和 2 年 9 月 2 日

福岡県医師会会長 様

福岡県歯科医師会会長 様

福岡県薬剤師会会長 様

福岡県柔道整復師会会長 様

飯塚市長 片 峯 誠

(医療保険課 医療給付係)

子ども医療費支給制度の一部改正について (依頼)

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、飯塚市子ども医療費支給制度の対象年齢を 10 月 1 日より拡大するため、9 月下旬に対象者へ医療証を郵送することとしています。

つきましては、10 月以降に子ども医療の対象者が受診する際に、各保険医療機関等の窓口において混乱がないように、別紙「依頼文」と「ポスター」を送付しておりますので、貴会会員様に周知していただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

飯塚市医療保険課医療給付係

担当 中村、竹上

TEL 0948-22-5500 (内線 1034)

(公印省略)

2 飯環医第 9 2 2 号

令和 2 年 9 月 2 日

保険医療機関等 各位

飯塚市長 片 峯 誠

(医療保険課 医療給付係)

子ども医療費支給制度の一部改正について (依頼)

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、飯塚市子ども医療制度の対象年齢を 10 月 1 日より拡大するため、9 月下旬に対象者へ医療証を郵送する予定としています。

つきましては、10 月以降に子ども医療の対象者が受診する際、各保険医療機関等の窓口において混乱がないよう事前に改正内容を確認いただきますとともに、周知のためポスターを掲示していただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

飯塚市医療保険課医療給付係

担当 中村、竹上

TEL 0948-22-5500 (内線 1034)

令和2年10月から、 飯塚市子ども医療費 支給制度が変わります

【現行制度】

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校6年生まで	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
中学校1年生から 18歳到達の年度 末まで		助成対象外	

【令和2年10月以降】下線箇所が変更となる部分です。

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から <u>中学校3年生まで</u>	500円/日 (月7日上限)	1,200円/月	
<u>16歳到達の年度初めから</u> 18歳到達の年度 末まで		助成対象外	



※上記自己負担は入院・通院とも1医療機関ごとに負担します。

※保険の対象にならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

○中学校1年生から3年生までの対象者の方には、新しい「子ども医療証」を令和2年9月下旬に郵送します。

(16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末までのお子さまが入院する際は、印鑑とお子さまの保険証を持って、「子ども医療証」の申請をしてください。)

○医療証が利用できずに通常の負担額を支払ったときは、下記の窓口に必要な書類（お子さまの保険証及び医療証、領収書、印鑑、保護者名義の通帳、療養費支給証明申請書等）を提出して、払い戻し申請をしてください。

【手続き・お問い合わせ先】

飯塚市役所 医療保険課 医療給付係 0948-22-5500 内線1034

穂波支所 市民窓口課 0948-22-0380

筑穂支所 市民窓口課 0948-72-1104

庄内支所 市民窓口課 0948-82-5205

潁田支所 市民窓口課 09496-2-2211